

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）
（臨時災害放送局関係部分抜粋）

（無線局の局種別審査）

第 4 条 無線局の局種別の審査は、別紙 1 に定めるところによる。

（無線局の目的別審査）

第 5 条 無線局の目的別の審査は、別紙 2 に定めるところによる。

別紙 1（第 4 条関係）無線局の局種別審査基準

第 2 地上基幹放送局

- 1 高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）

高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送局（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下本項 1 において「DTV 放送局」という。）の審査は、第 2 章の基準によるほか、次により行う。

- (1) DTV 放送局の放送区域は、原則として放送対象地域内に含まれるものであること。ただし、以下の各事項に合致すると判断される場合には、その局の設置が当該基幹放送事業者の放送対象地域を越えて差し支えないものとする。この場合、放送対象地域を越える放送区域は、必要最小の範囲となるよう、基幹放送事業者等において設置場所の選定及び技術的な措置を講じること。

ア 当該放送中継局の設置が難視聴解消を目的とするものであること。

イ 地域の地理的事情及び当該基幹放送事業者等の経済的事情から必要不可欠であること。

ウ 割り当てる周波数が現に存在すること。

エ 現状で周波数の割当てが可能であっても、当該放送中継局の設置場所が放送対象地域となる基幹放送事業者等の設置計画に支障を来さないこと等について、当該基幹放送事業者等の意見を聴取し問題ないと判断できるものであること。

[以下、略]

- 2 **超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第 1 の 2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。**

超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第 1 の 2 (1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM 放送局」という。）の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において 1 (1)中「DTV 放送」とあるのは「FM 放送」と読み替えるものとする。

- (1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式（平成 23 年総務省令第 86 号）に適合するものであること。

(2) 送信空中線

ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。

(ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合

(イ) 放送波による中継（以下「放送波中継」という。）を行っている回線への干渉を軽減できると認められる場合。

(ウ) 相互に同期放送の関係にある FM 放送局間における干渉妨害の低減のために必要と認められる場合。

イ 多段空中線の使用により俯角を調整できる場合は、放送区域外に必要以上に電波を放射しないための措置を講じてあること。

ウ 地上高については、放送区域を示す図及び海拔高等からみて適切に記載されていること。

(3) 放送波中継方式を使用する場合の受信空中線 [略]

(4) 周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

[以下、略]

別添

FM 放送局の周波数の選定方法

下表の条件を満足する周波数を選定すること。

1 航空機緊急遭難周波数 243MHz に対する混信排除に関する制限	80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。
2 VOR 又は ILS のローカライザの無線局への干渉検討（ラジオ放送のギャップフィルターの場合は除く。）	<p>VOR 又は ILS のローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数（当該周波数の±200kHz の範囲内に VOR 又は ILS ローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。）以外のものを選定。ただし、VOR 又は ILS のローカライザの無線局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> <p>① $2f_1 - f_2$MHz ② $f_1 + f_2 - f_3$MHz</p> <p>ここで、「f1」、「f2」及び「f3」は、VOR 又は ILS のローカライザの無線局の覆域と放送区域が重複又は近接する自局及び他の FM 放送局の周波数を示す。ただし、$f_1 \geq f_2 > f_3$ とし、他の FM 放送局が 1 局の</p>

	みの場合は①の計算のみを行うこと。																																				
3 他の FM 放送局の送信空中線と共建又は近傍に設置する場合の制限	運用時間が異なる等により、他の FM 放送局に混信を与えるおそれがない場合を除き、他の FM 放送局と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。																																				
4 他の FM 放送局と放送区域が重複する場合の制限	当該 FM 放送局の周波数と、 10.7 ± 0.1 MHz 差の関係にある周波数以外を選定。																																				
5 自局の予定放送区域内における他の FM 放送局からの干渉検討	<p>自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数差</td> <td>0kHz</td> <td>混信保護比</td> <td>36dB (注)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kHz</td> <td></td> <td>33dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200kHz</td> <td></td> <td>7dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300kHz</td> <td></td> <td>-10dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400kHz</td> <td></td> <td>-25dB</td> </tr> </table>	周波数差	0kHz	混信保護比	36dB (注)		100kHz		33dB		200kHz		7dB		300kHz		-10dB		400kHz		-25dB																
周波数差	0kHz	混信保護比	36dB (注)																																		
	100kHz		33dB																																		
	200kHz		7dB																																		
	300kHz		-10dB																																		
	400kHz		-25dB																																		
6 他の FM 放送局の放送区域内における干渉検討	他の基幹放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記 5 に示す混信保護比を満足する周波数を選定。																																				
7 放送波中継回線に対する干渉検討	<p>(1) 放送波中継回線に対する自局の電波の予想電界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選定。</p> <table border="1"> <tr> <td>周波数差</td> <td>0kHz</td> <td>混信保護比</td> <td>60dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kHz</td> <td></td> <td>55dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200kHz</td> <td></td> <td>40dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300kHz</td> <td></td> <td>10dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400kHz</td> <td></td> <td>-20dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500kHz</td> <td></td> <td>-30dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600kHz</td> <td></td> <td>-40dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>700kHz</td> <td></td> <td>-50dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>800kHz</td> <td></td> <td>- 60dB</td> </tr> </table> <p>(2) 上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を考慮。</p>	周波数差	0kHz	混信保護比	60dB		100kHz		55dB		200kHz		40dB		300kHz		10dB		400kHz		-20dB		500kHz		-30dB		600kHz		-40dB		700kHz		-50dB		800kHz		- 60dB
周波数差	0kHz	混信保護比	60dB																																		
	100kHz		55dB																																		
	200kHz		40dB																																		
	300kHz		10dB																																		
	400kHz		-20dB																																		
	500kHz		-30dB																																		
	600kHz		-40dB																																		
	700kHz		-50dB																																		
	800kHz		- 60dB																																		
8 自局の予定放送区域内における他の FM 放送局に対する干渉検討	99MHz を超え 108MHz 以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（以下この表において「V-Low マルチメディア放送」という。）の放送局又は他の FM 放送局の周波数と次																																				

	<p>に示す関係になる周波数以外を占有周波数帯幅の上限から下限までを考慮して選定。ただし、V-Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> $2f1 - f2 \text{MHz}$ <p>ここで、「f1」及び「f2」は、自局及び V-Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局の周波数を示す。</p>
9 一般無線局からの FM 放送受信に対する干渉検討	<p>一般無線局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を選定。</p> <p>① $(f - 2IF) \pm 400\text{kHz}$</p> <p>② $((f - IF) \times 2 \pm IF) \pm 400\text{kHz}$</p> <p>③ $f/2 \pm 400\text{kHz}$</p> <p>④ $2f \pm 400\text{kHz}$</p> <p>ここで、「f」は自局の周波数及び「IF」は FM 放送受信機の間周波数を示す。</p>
10 一般無線局への干渉検討	<p>一般無線局（電波天文業務を含む。）への混信を排除するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。</p>
11 受信障害対策中継局における検討	<p>(1) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が超短波放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該基幹放送局と同一周波数を選定。ただし、干渉等の理由により当該基幹放送局と同一周波数を選定できない場合は、割当可能な周波数で当該基幹放送局の周波数の近傍のものから選定</p> <p>(2) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が中波放送を行う基幹放送局の場合にあつては、割当可能な周波数のうち低い周波数から選定</p> <p>(3) 複数の周波数を使用して再送信を行う場合にあつては、当該周波数の差が 600kHz 以上となる周波数を選定</p>

(注) 他の FM 放送局が自局と同期の関係にある場合には、この値によらないことができるが、その判断に必要な受信状況に関する資料の提出を当該申請者から求めること。

別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準

第 5 放送関係

4 超短波放送局

(1) コミュニティ放送局

コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。

ア [略]

イ 周波数について

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる場合においては、77.1MHz 又は 78.8MHz の周波数の電波を使用しないものであること。

ウ [略]

エ [略]

(2) イベント放送局

イベント放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。

ア イベント放送を行おうとするイベントは、次の各条件に適合しているものであること。

(ア) 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する等国又は地方公共団体が当該イベントに関与しているものであること。

(イ) 参加者又は入場者を限定しないものであること。

(ウ) 会期は、原則として 6 か月以下であること。

(エ) 同一場所で継続して行うものであること。

(オ) 放送局を開設することが、特に必要と認められ、かつ、当該イベントの計画に組み込まれていること。

イ 免許主体としては、イベントの主催者(国又は地方公共団体を除く。)又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であること。

ウ 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

エ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれ、かつ、77.1MHz 又は 78.8MHz の周波数の電波を使用する場合において、当該周波数の指定に当たっては、「この周波数の使用は、臨時災害放送局が運用される場合に影響を及ぼさない範囲に限る。」旨の付款を付すものとする。

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した

団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

ウ 77.1MHz 及び 78.8MHz の周波数の電波は、原則として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる臨時災害放送局について使用するものであること。

(4) その他の超短波放送局

(1)から(3)までに掲げる以外の超短波放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる場合においては、77.1MHz 又は 78.8MHz の周波数の電波を使用しないものであること。

(下線部は令和 4 年 6 月 28 日に改正)